

仁和 寺藏 秦中吟延慶二年書寫加點本

小林芳規

秦中吟十首は、その序によれば、白居易が、貞元（七八五—八〇五）・元和（八〇六—八七九）の際に、長安に在つて見聞した悲歎の話を歌つたという詩である。秦中とは、關中の謂いで、古の秦地に因むという。その詩は、白氏文集卷二に収める所である。

白氏文集の我が國への傳來が、既に居易の生存中であつたことは、人の知る所である。秦中吟は、従つて、我が國人にも平安時代以來、讀まれ來たつたらしく、源氏物語には、その訓讀に據つて吟誦した二句が、帚木・末摘花の各巻に見えており、又、明衡傳來にも、「秦中吟琵琶引、令書寫之後早可送給。竹馬之比所較狼藉也、外人之所見多以有耻者也」（卷中末）と加點の事もあり、別に、玉造小町子壯衰書にも、「樂天秦中吟之詩を學べだ話が載つてゐる、これらのことからいへば、その一端が知

られる。これによると、秦中吟は、文集の中から取出してこれだけで讀まれることがあつたらしく、それは、新樂府が卷三・卷四だけ取出されたり、長恨歌・琵琶行が抄出されたりして讀誦されたこととも通ずる所でもあり、その内容の持つ魅力の然らしめたものであらう。

新樂府には既に平安時代の古鈔本が存し、訓點本も、天永四年（一一三三）に文章博士の藤原成時が現存し、鎌倉時代に降れば、管見に入つただけでも、十數點が傳存している。長恨歌も、正安三年書寫加點の二本を始末として、室町時代に多くが傳えられてゐる。これに對して、秦中吟の現存本は、極めて少く、平安時代の書寫本を聞かず、鎌倉時代に降つても、完本としては、わずかに、仁和寺藏延慶二年書寫本を傳ふるに過ぎない。彼の金澤文庫本白氏文集は、寛喜三年（一一三三）・貞永

元年(一二三三)・同二年の書寫本であるが、管見では二十  
六軸を存するのみであつて、惜しくも巻五以前を缺いて  
いる。尤も秦中吟の一部を抄出した書としては、鎌倉時  
代に二本がある。その一は、藤原定家の自筆本と傳える  
源氏與入に、彼の源氏物語所引の二句の出典を示すべく、  
秦中吟の古點本から、冒頭部と他一箇所とを引いたもの  
であり、その二は、國立國會圖書館藏文庫抄上本一帖の  
建長二年(一二五〇)に醍醐寺觀心院において阿忠な  
る人物が抄出した本である。従つて、ここに紹介する仁  
和弁藏延慶二年書寫本は、秦中吟の全卷を傳えるもので、  
現存最古の訓點本と見られ、本文研究上からも、訓讀文  
上からも、又和文研究上からも重要な資料と見られるの  
である。

仁和弁藏秦中吟一軸は、斐紙様の七紙を綴り合せ卷子  
本に仕立てたものであるが、當初から軸を付けず又、見  
返に竹を立てることも紐もなく、假依様のまゝと傳へて  
いる。外題は、本文と別筆で、「秦中吟十首 并序 延慶  
しとある。本文は、百二十八行であつて、内題の「秦中  
吟十首 并序」に次いで、序文三行があり、十首の詩が續  
き、尾題の「秦中吟一卷」に終る。一行の字数は、序が

十四字、詩の部分か十字である。薄墨を以て天地と行間  
に野線と引く。紙の天地の長さが二十八・〇浬、界高二  
十二・〇浬、上欄三・二五浬、下欄二・七五浬、界幅二  
・〇浬である。尚、中央に横線と引き、各行を十・二  
浬の上半と、一〇・八浬の下半とに分けている。料紙の  
七紙の長さは左の如くである。

- 第一紙 四十六・〇浬 第二紙 四十六・二浬
- 第三紙 四十六・一浬 第四紙 四十六・〇浬
- 第五紙 四十六・三浬 第六紙 四十六・一浬
- 第七紙 四十五・六浬

尾題の次に、延慶二年五月十一日に河内郡神志が書寫の  
識語とその本契とがある(次節に掲げる)。本文・識語  
共に總て一筆であり、藤忠の手に存るものと見られる。  
全卷には、朱點と墨訓とが施され、又、上欄および行間  
に及切・類音の字音注や義注が注記、されている。これは、  
平安時代以来の博士家の中、藤原式家および菅原家の訓  
説を傳えるものであり、筆色・假名(体等)より、本文の  
書寫と同時に加えられたものと見られる。一部に虫損の  
箇所が少々あるが、讀解には差支えがなく、秦中吟の全  
容が知られるのは幸といふべきである。

紙背には、仁和寺門跡歴代の灌頂の作法等と記した記録があるが、書風・内容より見て、鎌倉時代後期の書加である。恐らく延慶二年より二十餘年後に、春中吟の紙背の空白を利用して、春中吟とは無関係の記事と同じ仁和寺の僧が考綴つたものであろう。

仁和寺藏春中吟延慶三年點については、既に吉澤義則博士が、「王朝時代に於ける博士家使用ラコト點譜」(一)

國語説鈴(昭和六年、再収)に、その識語とラコト點とを紹介された。しかし、本文とその訓點は一般には利用することが出来ない状態であつた。筆者は、先に漢籍

の訓讀史に關心を持ち、本資料が、博士家訓法史上の重要な位置にあると考え、その調査の機を得られることを願つていた所、幸にして、昭和四十二年夏八月に、仁和寺において親しく調査する榮に恵まれた。ことに、仁和

寺當分の御恩情を蒙り、本文全文を模刻し、併せて、その解讀文を示し、又、知り得な事柄を解讀にまとめ、識語・表記・訓讀語・紙背の記録について、書添えることにした。本資料の調査に當り、仁和寺の仲元融照師の格

別の御苦情を忝うし、又建保寺の島原泰邦氏の御高配に預つた。同行の築島松博士には、この度、何時ものように

一方ならぬ御世話になつた。茲に記して各仁に三々所札を申し上げる次第である。

一、識語 について

本資料の識語は、尾題の後に左の如くある。

延慶二年五月十一日 以極秘本書寫了

阿闍梨祐惠

本興云

文治四年三月十九日侍禪定大王御讀於大聖院

御所北窓奉授了

散位從四位上藤原敦經

又云

建保九年九月十四日召大内記長身讀了了往事難愛傳

敦經説更點し少々依有相違重今再尙管説也

右の識語によつて、本資料が、延慶二年(一三〇九)に

阿闍梨祐惠の書寫加點したものであり、そのもとになつた點本が、文治四年(一一八八)に藤原式家敦經の訓説

を主とし、これに菅原長良の建保元年(一一三三)の折

の訓説を校合したものであることが知られる。本文の漢

字と假名との字体は鎌倉後期の延慶時のものであること

を示し、訓説は博士家訓誨の中、藤原式家とまとし菅原家の訓法と校合していることを示している。以下それらの識語に見える人物に關して述べる。

○阿闍梨 祐恵について

祐恵は、仁和寺の僧である。「仁和寺諸院家記(惠山書寫本)」「仁和寺史料并誌編一」によると、仁和寺内七十八院の中、「摩提珠院」の住持の中に、

兼付法印 太貳始建立之、前大僧正禪助付法、兼禪

法眼直弟子

祐恵法印

雲禪法印 禪助大僧正付法

(以下略)

とある。又、醍醐弁藏「傳法灌頂師資相承」(鎌倉時代書寫本)にも、

俊弁—禪恵—祐恵

とあり、その師の禪恵は、先の「仁和寺諸院家記(惠山書寫本)」の中、「法勝院 深草貞觀寺内寺」の住持であり、

禪恵法印

按察使、信譽僧都孝  
禪助僧正重受

正應元年四月十一日任權律師、同五年九月廿七日、

任少僧都、永仁六年七月七日叙法印

とある。永仁六年(一一九八)は建慶元年より十一年前であるから、この「祐恵」は、建慶元年より十一年前、又、仁和寺關係僧であつて、同一人物と見られるのである。更に紙背の記録も、仁和寺に關係するものであり(後述)、仁和寺に現存することも、その一證とならう。尚、「祐恵」なる名の僧は他にも存したらしい。知恩院藏瑜伽師地論卷第七九、一軸平安初期書寫本の中、正治元年(一一九九)墨復名加題の識語に、

正治元年庚辰己未自四月十四日毎日一卷轉讀首箇日誦讚

之、是菩提山大僧正御芳御勸進也以其御本移點并

一交了 佛子 祐恵

とあるのは、時代も合わず、同名異人である。

○藤原敦經の本奥について

本奥の藤原敦經は、式部卿宇合に起る藤原式家の學者であつて、尊尊分脈によると、文章博士、式部少輔、從四位下、歌人で母は兄の敦周と同腹とある。兄の敦周(壽永二年三月出家六十五歳)も文章博士で、父は文章博士藤原茂明である。敦經の祖父が文章博士敦基であり、敦基の父が彼の明衡(大學頭・文章博士)である。

明衛集に秦中吟加點の記事があつたことは先に述べたが、父の茂明が書寫し、天永四年(一一一三)に加點した文集卷三・卷四は現存している。この神田喜一郎博士蔵の文集は、父茂明がその子敦徳に授けたものである。卷三の裏書に、左の如くある。

保延六年(一一四〇)四月廿日授三男敦具(右補)改敦經了 抑此書一部給敦具了 蓋是慎自家之詳情爲令 撰文直於備業而已 李部少卿(真名、知明)

知明は、茂明の改名前の名である。卷三・卷四の新羅府の訓説と父より受けた事實のある以上、月どく文集卷二所収の秦中吟の訓説が、敦經にあるのは當然のことである。恐らく父祖傳來の説であつたであろう。この資料が藤原式家の訓説と考究する重要なものとされる所以である。

凡そ、式家の訓説に關する資料としては左が知られる。

明衛 後漢書(後二條師通記、寛治七年二月十八日)

秦中吟(明衛往來、卷中末)

敦基 帝範 斯道文庫藏帝範應安元年點書入

敦光 帝範 梅澤彦太郎氏藏帝範鎌倉後期點書入

茂明 文集卷三・四 神田喜一郎博士蔵天永四年點

基長 帝範 梅澤彦太郎氏藏帝範卷下書入

敦綱 群書治要 書院部藏群書治要卷廿九・四十識語

敦周 同右 同 右卷卅六卅七識語

文選三巨注 同部藏六巨注文選應永點識語

敦經 文集卷三・四 神田喜一郎博士蔵天永四年點

秦中吟 仁和寺藏秦中吟延慶二年點

群書治要 書院部藏群書治要卷卅四・卅五識語

長英 文選 九條本文選正應五年點識語

臣 軌 猿投神社藏臣軌南北朝點識語

古文孝經 書院部藏古文孝經元徳二年點識語

師英 文選 九條本文選正慶年中加點識語

相房 文選 九條本文選應安八年識語

英房 史記 書院部藏史記書院部藏爲本識語

右は漢籍について下したものであるが、書名だけであつたり、部分的に書入とか識語にその名が見えるだけであつたりするものが多い。式家の點本といつても、他家

説と混在するものもある。式家の學者の手によつて直接

に加點されたのは、文集天永點だけであるが、その訓は

實は、藤原日野家・大江家・菅原家の訓説に基いたものであつた。式家の訓説を知るのは、秦中吟と群書治要と

が漢籍では主要資料となるのである。教経は、その主要資料のいすれにも残っている、式家の中で訓讀史上最も重要な人物といふべきである。

書院部蔵群書要の卷三十一から卷五十三までの諸子の部は、長寛二年(一一六四)に、教経が、兄の教周、甥の教綱らと點進した本が、蓮華主院に蔵せられていたのを、後に清原教隆が本文を校合し、訓點を寫したものである。その教経の識語は左の如くである。

(卷第四十三、説死)

本奥云「點校」長寛二年五月十五日散位從五位下藤原朝臣教経點進

以蓮華主院寶藏本一校了

直講清原(教隆花押)一

(卷第四十四、檀子新論・潛夫論)

以蓮華主院寶藏本一校了

直講清原(教隆花押)

本奥書云

長寛二年五月十五日散位從五位下藤原朝臣教経

點進

教経には、漢籍以外にも、性靈集の訓讀の説があった。

醍醐并蔵性靈集十帖貞應二年(一一二二)點本(重要文化財)の識語中に左の如く出ている。

(性靈集卷第六、奥)

御本云

承安五年(一二七五)二月十三日晴時奉授し禪定入王了、李部少卿教経同謀義理、又賢清闍梨侍座時也、雨已止雲未晴矣

御史中丞兼翰林學士教周

この性靈集は、卷第十奥の

貞應三歲仲秋下旬候引合勘注讀し、見蓮華所闍梨訖、或訪西郊國學志或攀南山禪岫入送教廻之曆箇終一返之功矣、老清隆澄

とある識語によつて、見蓮華房聖範。大東急記念文庫蔵

性靈集建治三年刊本の識語による)の訓に據つて貞應三年に、隆澄僧正の讀んだものであることが判る。隆澄は、

仁和寺の理智院の住持で、仁和寺十三世金剛院院御直道深法親王の御付法を重受しており、弘長元年(一一六二)

東寺長者、文永三年(一一六六)に八十六歳で入滅している。

(仁和寺諸院家記忠山書寫本)。隆澄は、更に寛治元年(一一七二)

一二四七)に文章博士藤原教周の本によつて校合移點し、

そして更に菅原為文御の本によつて校合しており、後に  
自らの所持のこの本を仁和寺十三世の開田法后法助法親  
王に譲っている。この事は性靈集卷第十地に、先の識  
語に譲つて次々如く記されている。

(楊色文字)

『寛治元年十一月四日御本校合移懸了合朱墨注之  
件本依 北院御堂印文堂増上教周點注之』

(墨文字)

又校合本 為長御點畢

一部十帖故隆澄僧正持本也 先年比付屬予了可  
秋々々 法助記之

同趣の内容が性靈集卷第一の識語にも見える。

(性靈集卷第一、別)

讀覺蓮房所割紙畢

(楊色) 重以證本付異說合朱墨書之

承安三年五月廿三日奉 仰點道

彈正大弼從四位下兼行讚岐介藤原朝臣教周』

(別) 「此書者故隆澄僧正持本也而先年比

有種々契約所讓與也

又同法廣本文句廣博之間校取取

詮愚身相伴抄出于十卷同被讓之

芳情尤深懇志難忘相刻本書所

令宗座右也

沙門法助記之

校合移懸に用いた式家教周・教經の説は、性靈集本文に  
は、右の識語と同じ楊色にて合本に書かえてあるから、  
學蓮房の佛書讀心に對する、式家の訓讀の特徴を知るこ  
とが出来る。右楊、卷第六識語に、教周が奉授し、教經  
が差種を讀した、禪定大王とは、卷第十の識語に徴すれ  
ば、北院御堂であることが判明する。北院御堂は、仁和  
寺第九世の守覺法親王であり、永曆元年(一一六〇)十一  
歳にして仁和寺北院で御出家、仁安三年(一一六八)觀音  
院で御灌頂、建仁二年(一一二〇)五十三歳で入滅された  
(仁和寺御傳、心蓮院本(仁和寺史料、寺誌編二)等)。  
同じく卷第六の識語に「又賢清闍梨侍座時也」とある、  
賢清も亦、仁和寺の僧である。「仁和寺相承秘記」(仁和  
寺史料、寺誌編一)に、賢清少僧都は、守覺法親王の  
灌頂弟子であり、又、「仁和寺諸堂記」(仁和寺史料、  
寺誌編二)によると、護持院を「其後賢清僧都傳領之」  
したことが知られる。してみると、この性靈集十帖は、

鎌倉時代には仁和寺に傳來していたものであり、又、式家敦周・敦經と仁和寺の北院御室守覺法親王との關係も知らしめるものである。

さて、仁和寺藏卷中吟延慶二年書寫本の識語の中、藤原敦經の本奥に長ると、敦經が持讀した「禪定大王」とは、性靈集の識語と比考して、北院御室守覺法親王であることと判る。文治四年は、承安五年より十三年の後に當る。又、敦經が持讀した場所の「大聖院御所」と仁和寺内である。「仁和寺諸堂記(眞光院本)」「仁和寺史料、奇誌編二」に、

大聖院 昧金臺寺御室御建立、當時御所也、本尊不

動・毗沙門・吉祥天

とある。建立者の昧金臺寺御室は、仁和寺第八世の覺性法親王である。第九世の守覺法親王は、この大聖院に於て、諸種の御修法等を行つてゐる。承安二年二月三日には、立后御祈愛保王法を、文治元年の前年の元暦二年七月十九日には、地震災異御祈の爲に孔雀經法を修してゐる(「仁和寺御傳」)。こすれば、大聖院御所で藤原敦經が、北院御室に奉授した卷中吟の訓讀の説が仁和寺に傳わり、これも同寺の祐惠阿闍梨が基底本として書寫加

點することは容易に考え得る所である。

○菅原長良に關する本奥について

大内記長良は、菅原爲長(文章博士・大藏卿・寛元四年二二六萬八十九歳)の息子である。尊卑分脈によると、後深草・龜山上皇持讀、大内記、從四位下、越前權大掾早世、母中原師茂女とある。建保四年(一二六)には、守覺法親王は既に入滅されてゐるから、この時、長良が奉授したのは不明である。しかし、この資料の傳來から考えて、やはり仁和寺關係者であり、「召大内記」す狀況から見て、仁和寺門跡ではあるまいか。とすれば御室から考えて、仁和寺第十世の後高野御室、道法法親王が最も近い。承安四年(一二七四)に四十九歳で入滅された。第七世の建保二年(一二二四)に四十九歳で入滅された。第七世の光臺院御室は、建保元年には十八歳である。「往年」敦經説と受傳之六ことと考すれば、守覺法親王と同じく後白河院御子の道法法親王が考えられて来る。

菅原家の訓説を爲長卿點によつて、式家説とは別に更に板合に用いたことは、先の性靈集で、仁和寺の隆澄僧正の識語にも見える。鎌倉時代に菅原家の訓讀が紀傳道において有力となったことは、現存點本の物語る所で



あり、又、漢籍の訓讀が博士家の聞外に出て、僧侶等の手で比較的自由に書寫移寫される風潮が一般化する。博士家の一家の訓讀がけでなく、有力な他家説も授合されることが多くなりて来る。泰中吟庭慶三年の祐重書寫本において、式家説を基底本としながらも、「少々依有相違重今并同官説也」として、菅原家の訓讀を異なりを授合しているのは、やはり當時の風潮を反映するものである。

博士家學者と僧侶との教學上の交渉は、既に平安時代の勸修會(三尊身繪下)・清水寺長講會に窺われるが、鎌倉時代の「真俗文談記」(建久三年六月十日自)「群書類從雜四十五」には、菅原為長・日野親經等が、權僧正學寂・前權僧正定憲等と同席し、「二十箇條真俗談畢」とある。學寂は、仁和寺別當で、北院御堂の灌頂の教授を授けられており、保壽院の住持で、建久九年、七十三歳で入滅している。定憲も、仁和寺圓教寺別當で、文治元年、五十三歳で入滅している。ここに為長と仁和寺との關係が考えられ、その子、長良を通じて菅原家の泰中吟の訓讀が、仁和寺僧の目に觸れる機會もあったことが判るのである。

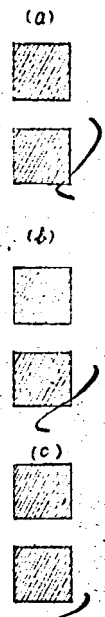
ニ表記 について  
本資料に施されている假名字體とラコト點は、左の如く歸納せられる。

假名字體表

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ		ユ	ヨ	ヨ	ラ		ル		ロ	ワ	ヰ		ヱ	ヲ	ン	符	夕、チ	コトク	夕、チ
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ		ユ	ヨ	ヨ	ラ		ル		ロ	ワ	ヰ		ヱ	ヲ	ン	符	夕、チ	コトク	夕、チ

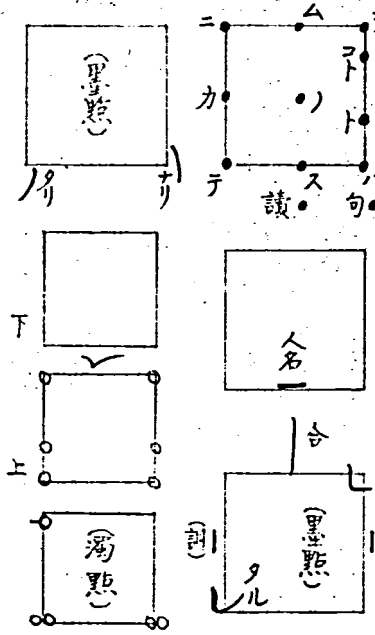
假名は總て一筆と見られ、その字體は鎌倉時代後期の様態を示しており、特に、「ウ」「ツ」や二字の疊符にその特徴を讀みとることが出来る。假名二字の疊符は、鎌倉

時代に降ると、その起筆位置が下の假名の右傍に下り、



鎌倉時代の間でし、(a)↓(b)↓(c)と起筆位置が下に移っている。本資料の二字疊字は、いずれし(c)の位置である。このことは、本資料の假名が鎌倉後期よりであることと端的に示すものである。

ラコト點圖



ラコト點は、墨點と人名符が兼で、他は墨である。墨點は「ス」「タル」「ナリ」「タリ」が、茂明加點の文集天休四手點のそれと一致する。式家のラコト點法と窺う材料で

ある。漢字音の濁音を示す符號には、「㇀」と「㇁」との二つの形式が用いられている。筆者の調査では、紀傳道においては、「㇀」を用いるのは藤原家(式家・日野家・南家)と大江家であり、「㇁」を用いるのは菅原家であった(拙著「平安鎌倉漢籍訓讀の國語史的研究」(一三四頁)、藤原家・菅原家・藤原家・藤原家)。本資料に「㇀」が見られるのは、式家の訓説を底本として寫したことを示すものである。一方「㇁」も見られるのは、枝合に菅原家の説も持られたその及跋かと考えられる。但し、濁音符の「㇀」の表記の場合には、僧侶がもとの點本を寫す際に、自らの常用の「㇁」(鎌倉時代の僧は主にこれを用いた)に意識的にも或いは無意識的にも変えることもあったと考えられる。従って「㇀」の付いた「提、携、(61行)」「目、若、(96行)」などと直ちに菅原訓説と即断するのは危険である。

○假名遣における古用について

「mとれとの表記」

和語の撥音の中、マ行の唇音によるものは「ム」の假名で表わし、ナ行の舌音によるものは「ン」又は無表記であって、嚴格に區別されている。

唇音

銀 (15行) 洋 (21行) 臂 (25行)

ヨハムトシテ (14行) トツカムトスル (19行) ネカハサラム

アイセラム (21行) ウケムトシテ (21行) マシケム (20行)

ワラクミヤム (22行) サラレム (22行) タチト (20行)

有ムトラ (14行) 知ムケム (16行)

舌音

何 (11行) 奈何 (11行) 高 (22行)

この區別は、漢字音の唇内音尾 m と舌内音尾 l とに見られる。

唇内 m

格 (14行) 格 (14行) 格 (14行)

舌内 l

九 (21行) 軒騎 (17行) 塞 (11行)

右の二音の區別は大徳院政期までは中央の文献で訓點

資料や平假名文や片假名文で見られる。誤用例は院政期

には少数例であり、鎌倉初期に一般には同音であつて區

別する建前が見られる。m と l との假名も混用すること

は、鎌倉中期一三三〇年代頃から目立つて來る。漢籍の訓

點資料でさえも同様であつて、金澤文庫本春秋經傳集解

三十卷文永五・六年點、金澤文庫本群書治要建長・正嘉

點を見れば知られよう。しかるに、鎌倉後期に、しかも

僧侶の寫點本である本資料の假名が、右のように正格に

區別しているのは何故であろうか。恐らく、もととなつ

た教經の點本や長貝の點本の表記も忠実に傳へたもので

あつた。

「オとラの假名遣」

語頭のオとラとの假名遣は、歴史的假名遣に一致して

いる。

「オ」 嬌 (10行) 刑 (19行) 晚 (18行)

「ラ」 癩 (23行) 稅 (25行・34行) 起 (39行)

起 (42行) 隨 (57行) 想 (80行) 惣 (91行)

重 (88行) 下 (80行) 騎 (90行) 起 (91行)

織 (121行)

「ラ」 癩 (10行) 劍 (27行) 骨 (21行) 幼 (21行)

「ハ」 轉呼音の表記

鎌倉後期には八行音が語中音尾において轉呼を生じて

いたが、本資料では、「仍カ」(22行)「妹カ」(14行)以外、八行の假名

表記されてゐる。

妹 (6行) 嫂 (14行) 隋 (16行) 買 (16行)

貴 (42行) 對 (42行) 綴 (49行) 謝 (42行)

傳 (12行) 酬 (46行) 食 (49行) 唱 (18行)

語(10行) 囚(10行) 價(10行)

尚、「正」と「絶」(10行)と表記した一例がある。

オとウの同音化やハ行轉呼は、教經や長夏時代の一般化していたが、右の假名遣の事象の理由を、書寫の親本に求めるだけでは説明することが出来ない。點本の假名には、一定の規範に従って書分けることが少いから、本資料の例は注意される所である。

尚、表記だけに關うないが、國語史上の事象として、

(1) 聲點府和訓 「相」遠 サミカミレ(平ル平) (7行)

(2) オ段ウ段相通 「何」爲 ナニシレ 都 ツ (9行)

(3) ツムザキと「サキ」 「聲字」 ヒサキ (9行)

(4) 助動詞「ム」の使用 「下」 タシ 筆 ヒツ 時 トキ (8行)

が注意せられる。

### 三、訓讀語 について

源氏物語には、秦中吟の詩の一節と吟誦した所が二箇所ある。このことは良く知られる所である。

(1) おや、き、つけてさかづきしていで、「わがふたつのみちうたふをきけ」となんきこえごち持しかど、おさくうらとけてしまからず(源氏物語卷)

(2) (源氏)「わかきものはかたかくれず」とうちずじ給ても(末摘花、同右)

右の吟誦の部分は、それぞれ秦中吟の、(1)「聴我歌兩途ける漢文引用が、當時のその漢文の訓讀語と相當忠實な又映らぬものであることは、華島裕博士の指摘されたことである(平安時代の漢文訓讀語についての研究、五頁以下)。更に筆者は、漢籍について、雷時博士家に、

訓讀、藤原家(式家・日野家・南家)の各訓讀、大江家の訓讀にそれぞれ相違があり、各博士家ごとに一定の訓讀が各漢籍を通じて存することと明らかとした(「平安鎌倉時代の漢籍訓讀の國語史的研究八九頁以下)。又この點から見るに、源氏物語に引用の漢籍の訓讀は、菅原家の訓法と又映らぬものであり、それは紫式部の父爲時が、文章博士菅原文時の高弟であったことと關係があろうとした(同書九二頁)。

さて源氏物語に引用する秦中吟の二箇所と、本資料の延慶二年書寫が源氏の訓讀と比較すると、左の如く、その訓法が一致しない。

(1) 聴我歌 兩途 (16行)

(2) 幼者 形不敬 (本文「歳」あり) (22行)  
「兩途」は音讀、本符があるから、この二字で「りやう」とし、うに字音讀としたらしい、又「兩途」には目的格と表わすこと助詞がない、ヲ格に助詞を用いない訓法は、博士家の漢籍訓讀の古い傳統を傳へた中には指摘される(月右書一・二〇頁)。是處二年點の訓法に従うと、

(1) 我が兩途 歌(こむと)聴ケ  
(2) 幼(こ)者(しや) 形(かたち)不(ふ)敬(けい)ス

の如くなり、特に傍線部が相違するのである。これは延慶二年本の訓讀が、藤原式家教經の訓讀をましたる為である。その結果、菅原家の訓讀に據つた源氏物語の本文と一致しないことになつたのである。

秦中吟の古い訓讀を傳へた訓點資料は、延慶二年本以外に鎌倉時代書寫の二點がある。既述のように、いすれも抄本であるが、一は定家の自筆本と傳へる源氏奥入であり、二は文集抄建長二年書寫本である。源氏物語所引の箇所とこの二本について比較すると、源氏奥入が引く秦中吟の訓讀は二箇所としかなく一致し、文集抄建長二年書寫本の訓讀は源氏物語のとは一致しないが、延慶

二年本の訓讀に殆ど一致する。

「源氏奥入所引の秦中吟」

(1) 聴我 歌(こむと) 兩(りやう) 途(と) (「兩途」は「と」のうに字音讀)

(2) 幼者 形不敬

「文集抄建長二年本の秦中吟」

(1) 聴我 歌(こむと) 兩(りやう) 途(と)

(2) 幼者 形不敬

源氏奥入は、源氏物語中の定詔の解釋の爲に、これに關する出典考證に當り、佛書や國書の外に、漢籍をも附けてあり、しかもその出典にはラコト點や片假名とも附けた形の羅馬原典の漢文を引用した箇所が多い。引用された漢籍の訓點資料は、文集二十六條、史記六條、晉書二條、漢書、後漢書・文選各一條、遊仙堂二條その他などであり、これら出典となつた漢籍の當時の訓點資料と訓讀語を比較した結果、いすれも菅原家の訓讀に據つてゐることか分つた。これは源氏物語の本文が菅原家の漢籍訓讀を引いてゐることと密接な關聯があり、その出典考證としては當然のことともいふべしであるが、同時に、このことが逆に、源氏物語の本文が菅原家訓讀に據つてゐるとした考證を裏付けけるわけでもある。つゞいては、

和文所引の源籍の出典考證に際して、單なる原典の指摘、乃至は白文の舉示に止まる現狀に對して、源氏與入が訓讀の諸説と踏まえて和文所引の訓讀語と同一の系統の訓讀資料と對する態度は學問上（？）である。本稿に用いた與入は、高野本の模寫本である。従つて他家自筆本も雁司兼冬（徳治三年三月八日）が臨終した本に基いてゐる。該本は楠笈飯二氏の御好意により、関野先生もつて、同氏が、他家自筆本による校合をも經たものであり、又の杜著に引用されて居たものである。

源氏與入には、秦中吟の(1)「聴我歌兩條」の菅原家訓該の引用の出典原典を當り、秦中吟の詩の冒頭から「聖婦何如」で長文と引きその訓讀を示している。この箇所訓讀と、延慶二年書寫本の藤原式家の訓讀と比較すると、相違する所が多い。しかしその相違を整理すると、菅原家と藤原式家との訓讀上の相違に歸する（延慶二年本の全行を19行に當る）。

(四) 與入が音讀の語と、延慶本は和訓とする。  
 (五) 聲 (列訓「正聲」は是書説(9行)  
 食 (列訓「食」は是書説(9行)  
 金 (列訓「金」は是書説(9行)

(4) 與入に、助詞・助動詞の異、所と延慶本はこれと讀添き。  
 我歌 (16行)  
 富家、女 (17行)  
 貧家、女 (18行)

(5) 和訓の異同  
 刑、劍 (左訓「オト」は是書説(13行)  
 櫛、髮 (9行)  
 病、癩 (癩「オシ」もある)(10行)  
 幾、廻 (14行)  
 早 (17行)  
 聖、婦 (19行)

(6) 助詞・助動詞の異同  
 滿、平 (15行)  
 會、良 (15行)  
 向、例、白、入 (和訓讀、延慶本が音讀が一列ある。  
 兩、途 (16行)

(7) 字句の異同  
 聞、若 (19行)

(8) 例、白、入 (和訓讀、延慶本が音讀が一列ある。  
 兩、途 (16行)

(9) 例、白、入 (和訓讀、延慶本が音讀が一列ある。  
 兩、途 (16行)

(10) 例、白、入 (和訓讀、延慶本が音讀が一列ある。  
 兩、途 (16行)

右の(1)の相違は通じて、菅原女が訓讀調の勝った訓讀態度である、と對して、式家は比較的平和風の訓讀態度であり、訓讀の方は、硬軟の型の差を示している。この相違は、他、漢籍にみける、菅原女と式家との訓讀の相違にも通ずることであり、両家の當時にみける一般のり差をみ、たことか判る。例えは、三略において、智思院家三和三年の菅原女某代の訓讀と、群書治要所収長寛三年藤原教綱の訓讀との相違が全く秦中吟の場合と一致し、又帝範についても同意のことか指摘される(註考「群書治要」漢籍訓讀の國語史的研九二四頁以下)。

秦中吟の(2)「幼者形不淑」を引用し、源氏奥入の引用訓讀は左り如くである。

夜深、燈火盡、霞一雪、白し紛し、  
幼者形不淑、老者體無溫、  
悲、端與寒氣併、入鼻中、辛

右の箇所と、延慶三年本の訓讀と比較すると、傍線部が

延慶本では、

盡、白、幼者、形、敵體、温

となつてあり、その相違の型は、先づ(1)で指摘した所に攝せられるのである。

次に、大集抄建長三年本の秦中吟の訓讀と、延慶三年本の訓讀と比較すると、大綱において一致する。左に(1)の(2)に關して建長三年本の例を掲げる。

(1) 天下無正聲、悅耳、即鳥、姦、人間、無正色。悅、目、即、  
食、為、時、所、稱、富、為、時、所、稱、富、富、則、有、珠、  
纒、羅、羅、思、久、不、斂、手、嬌、癡、二、八、初、母、  
兄、未、開、口、已、嫁、不、須、更、  
夜、更、二十餘、刺、叙、不、直、錢、衣、上、無、真、珠、  
幾、迴、人、奴、妓、臨、日、又、如、謝、  
謀、一、置、酒、滿、玉、壺、一、座、且、勿、飲、聽、我、歌、  
兩、途、富、家、女、易、嫁、早、輕、其、夫、食、  
家、女、難、嫁、晚、勞、於、姑、  
婦、娶、婦、意、何、如、  
(2) 夜、深、燈、火、盡、霞、一、雪、白、紛、  
幼、者、形、不、淑、老、者、體、無、溫、  
悲、端、與、寒、氣、併、入、鼻、中、辛

二重傍線部は、先の源氏奥入と延慶三年本との相違と對比してみて、奥入に合わず、延慶三年本の方と一致する訓讀である。一重傍線は源氏奥入に合うものである。

の二合に、平馬を常用し、漢字の場合が多く、又字音読や即ち的を訓に見られる。文集抄建長三年本の系統については、別に検討して藤原家の訓法と推定した（前掲拙著「三三二夏」）が、ここに藤原式家の訓讀を主としていることが判った。但し、建長三年の書寫者は、その識語に、

一文早し同年十二月廿五日午終し以圓蓮房本付洋書  
 建長第三之天仲冬中旬之候於醍醐寺觀心院西面部  
 屋相松煙し染蒸弗早し桑門極匪人阿囀し

とあるのによつて、僧であることが分る。僧が博士家の點本と移寫するとは、鎌倉時代には一般的を趨勢であり、同時に、博士家の一家の説だけでなく、他家説と校合することも例が多いことである。文集抄も、藤原式家説に基づき乍らも、菅家との異説も、取合せてあるらしく、必ずしも一系統と純粹に傳えてはいない。このことが延慶三年本との不一致の一因であらうと考えられるのである。

仁和寺藏茶中吟延慶三年書寫本の訓法は、識語によると、藤原式家教經の訓讀を主本本としているが、それと相違する所を管説によつて校合している。祐忠の書寫本では、式家説と菅家説とは表記上、區別されてはいない。

恐らくこの親本かその種の本に於いては、管説の方が筆勢・墨色とが、色分けをとも異なり、識別することか可能であつたに違いない。文集正中三年點（書後部藏）・徳久邇文庫藏貞觀政安建治三年點では、藤原南家訓説に對して、菅原家訓説と合點付で區別している、などである。僧侶の移寫に係ると、この種の區別が失われるか普通であつて、延慶三年書寫本もその種のようである。ただ、識語に、式家と菅家の本奥と明示しておいてくれたのは幸である。

延慶三年書寫本が全卷にわたつて、所々に別訓とも併記していることは、模刻本文に見る通りである。別訓の中には、式家の訓説そのものにも第三の訓があつたであろうから、別訓の總てが管説とは言ひ難いが、先に奥入の訓讀と比較した際に、延慶三年本の別訓「正一聲」「金一護」「荆オトノ金」などが、菅原家訓讀の奥入と一致することも指摘された。この別訓は、訓讀、形から見ても、校合に加えられたと管説であろうと考へられる。管説の位置は、左傍が本體的には考へうるが、左傍が總て管説とは限らず、右傍のみに記されることもあ



らう。そのことには、表記上のみならず、二文の訓法の相違の型に基いて、延慶二年本より別訓を整理する。

(1) 訓が和訓である所も、別訓は正音であるもの

- 5行 正<sub>ノ</sub>聲 正<sub>ノ</sub>聲
- 7行 全<sub>ノ</sub>綴<sub>ト</sub> 全<sub>ノ</sub>綴
- 10行 漸<sub>ノ</sub> 漸<sub>ノ</sub>
- 11行 理<sub>ノ</sub> 理<sub>ノ</sub>
- 23行 兩<sub>ノ</sub>稅<sub>ト</sub> 兩<sub>ノ</sub>稅<sub>ト</sub>
- ・・ 本<sub>ノ</sub>意 本<sub>ノ</sub>意
- 25行 稅<sub>ノ</sub> 稅<sub>ノ</sub>
- 28行 解<sub>ノ</sub> 解<sub>ノ</sub>
- 33行 悲<sub>ノ</sub>端 悲<sub>ノ</sub>端
- 34行 殘<sub>ノ</sub>稅<sub>ト</sub> 殘<sub>ノ</sub>稅<sub>ト</sub>
- 40行 廻<sub>ノ</sub>環<sub>ト</sub> 廻<sub>ノ</sub>環<sub>ト</sub>
- 45行 架<sub>ノ</sub> 架<sub>ノ</sub>
- 48行 厨<sub>ノ</sub> 厨<sub>ノ</sub>
- 59行 蹇<sub>ノ</sub>蹇 蹇<sub>ノ</sub>蹇
- 68行 朝<sub>ノ</sub>露 朝<sub>ノ</sub>露
- 68行 夕<sub>ノ</sub>陽 夕<sub>ノ</sub>陽
- 69行 翠<sub>ノ</sub>綏<sub>ト</sub> 翠<sub>ノ</sub>綏<sub>ト</sub>

21行 不<sub>ノ</sub>愛<sub>ト</sub> 不<sub>ノ</sub>愛<sub>ト</sub>

- 70行 徑<sub>ノ</sub>樓<sub>ト</sub> 徑<sub>ノ</sub>樓<sub>ト</sub>
- 81行 去<sub>ノ</sub>塵<sub>ト</sub> 去<sub>ノ</sub>塵<sub>ト</sub>
- 92行 溢<sub>ノ</sub> 溢<sub>ノ</sub>
- 103行 轉<sub>ノ</sub>々々 轉<sub>ノ</sub>々々

これら別訓(字音讀)は、菅原家訓説である可能性が大きい。特に「正<sub>ノ</sub>聲」は「全<sub>ノ</sub>綴」「悲<sub>ノ</sub>端」は源氏奥入も同じ字音讀であった。但し、「架<sub>ノ</sub>マセ」(45行)、「轉<sub>ノ</sub>々々」(103行)のように、和訓が左傍にあるものは、反対に、この和訓が音義訓説かも知れない。

(1) 訓が助詞・助動詞を讀添え、別訓はこれを讀添えない。

- 22行 身<sub>ノ</sub>外<sub>ト</sub> 身<sub>ノ</sub>外<sub>ト</sub>
- 26行 得<sub>ノ</sub> 得<sub>ノ</sub>
- 42行 貴<sub>ノ</sub> 貴<sub>ノ</sub>
- 48行 厨<sub>ノ</sub> 厨<sub>ノ</sub>
- 69行 柱<sub>ノ</sub>カケテ 柱<sub>ノ</sub>カケテ
- 72行 遂<sub>ノ</sub>テハ 遂<sub>ノ</sub>テハ
- 73行 少<sub>ノ</sub>時<sub>ト</sub> 少<sub>ノ</sub>時<sub>ト</sub>
- 78行 銘<sub>ノ</sub> 銘<sub>ノ</sub>
- 78行 叙<sub>ノ</sub> 叙<sub>ノ</sub>

80行 下  
118行 去

これらの別訓は、菅原家説である可能性がある。「外ハハ」「時ハハ」の「ハハ」は「柱」トシテ「ハハ」は、奥入との比較を類推して考えられる。但し、左訓の「クク」はむしろ菅原家訓かも知れない。菅原家訓には、「クク」のよう古い訓法が傳えられることがある。

(c) 和訓の異同

- 6行 妹イモ 10行 婦メノ 癡チ 癡チ (癡チ)
- 13行 袴ハカマ 14行 袴ハカマ 14行 袴ハカマ 22行 袴ハカマ
- 26行 奈何ナニ 27行 奈何ナニ 32行 幼者コナリ
- 33行 併ヒ 44行 摘ツク 48行 見ミ 見ミ
- 73行 嚙カミ 81行 嚙カミ 83行 愧ハズカシ 愧ハズカシ
- 88行 重オモシ 95行 重オモシ 101行 語コト 語コト
- 101行 語コト

これらの兩訓の中には、その別訓が菅原家訓であるものも含まれる。特に、源氏團入との比較によって、「袴」のように明確に指摘することの出来るものもある。又「見」敗れし左訓「クサリヤ」のように即字的訓も菅原家説の可能性が大きい。しかし「幼者」のように兩訓

共に、菅原家説と異なるものも含まれる。

(d) 助詞・助動詞の異同

- 14行 媿ハズカシ 媿ハズカシ
- 20行 不勝トモ 不勝トモ
- 118行 買カ 花ハナ 去ク 買カ 花ハナ 去ク
- 31行 盡ツク 盡ツク
- 38行 為ナ 塵チ 為ナ 塵チ
- 48行 買カ 杖ツ 買カ 杖ツ

これらの兩訓の中、別訓は菅原家訓説の可能性がある。秦中吟並慶二年書寫本は、仁和寺の僧、祐憲が移駐したものであるが、その訓法は、もととなつた博士家の訓讀を相當に忠實に寫してゐることが知られる。このことは、別に、訓讀法一般の上からも證せられる。平安時代と鎌倉時代には、博士家の漢籍訓讀と、佛家の内典の訓讀との間に、訓法上の相違の存したことが知られてゐる（平安鎌倉漢籍訓讀の國語史的的研究、三三九頁以下）。これに徴すると、木資科の訓法の特徴は、いずれも皆、漢籍訓讀語のそれと持つてゐるのである。

- 「言」 斯コト 訓ト 如トシ 不レ 用フ (46行)
- 「語」 能カ 將シ 我ガ 詞ト (49行)

「書」 朱茶書 今侯 (109行)

「巻」 銘勲 志太公 (8行)

「下」 櫛比 (40行)

「別」 不讀 負一高 則有殊 (7行)

これらは佛書讀では、「コトハ」「ネコトク」「ネコク」「スナハチ」と訓讀されるものである。

以上によると、延慶三年本は、仁和寺僧の祐念の手を経てはいるが、秦中吟の藤原式家の訓讀を主とし、菅原家の訓讀を考究する資料として、博士家訓讀史上重要な本である。

#### 四 紙背の記録について

本書の紙背には、「又金剛定院御堂并開田准后御口傳云」に始まる、仁和寺門跡の歴代おとが仁和寺僧の、准頂の作法について、先例を引いて勅示した文章が記されている。一部に片假名交り文も含む。奥書・識語が無いが、書体および内容より見て鎌倉後期の書寫と見られる。その内容は、秦中吟とは関係ないが、引用書や仁和寺僧の行事などに鎌倉時代の仁和寺を知る上で重要であり、又本書の傳來の一端をも知ることから来るものである。

紙背が仁和寺の關係記録であることは、次の諸點より判明する。

1. 紙背に引かれている仁和寺門跡の准頂の記録

北院御堂 守覺法親王 第六代法皇九世

(仁安三年二六八十九歳准頂、建仁二年一三二八歳入滅五十四歳、御堂相承記「仁和寺御傳」仁和寺相承

秘記「仁和寺史料、寺誌編」三をとり、以下同)

光明寺院御堂 道法法親王 第七代法皇十世

(後高野御堂。元暦三年一八四十九歳准頂、建保二年三四八歳入滅四十九歳)

光覺院御堂 御入 道助法親王 第八代法皇十一世

(建曆三年一三三十七歳准頂、建長元年一三九八歳入滅十四歳)

金剛定院御堂 御入 道深法親王 第九代法皇十二世

(寛喜三年一三三〇、廿五歳准頂、建長元年一三九八歳入滅四十四歳)

開田准后 御入 法助法親王 第十代法皇十三世

(寛元元年一三三三、十七歳准頂、弘安七年一三四八歳入滅五十八歳)

後中御堂 性助法親王 第十一代法皇十四世

(弘長三年二六三十七歲遷、弘安五年二八二入鹿)

三十六歲)

2. 引用書が仁和寺門跡、又は仁和寺僧の關係のものみであること。

北院御室仁安御傳記云

金剛定院御室 并開田准后御口傳云

金剛定院開田御抄

金剛定院御室御灌頂記

後中御室御灌頂記

仁證法印諷誦文 (仁證 大教院高野御室御付法  
文治五年入鹿、廿五歲)

光明書院御室御諷誦文

後中御室御諷誦文

或師 覺教僧正口傳云 (覺教 北院御室付法  
仁治三年入鹿、廿六歲)

仁隆法印教授用意云 (仁隆 上皇院、北院御室付法  
正治三年入鹿、廿五歲)

仁隆法印記云

後中御室宸筆御口決

文曆建曆御記

3. 紙背に見えたる寺院が、仁和寺の所屬であること。

北院 (北院大僧正 清信 建立、代々御室御本所也。)

仁和寺諸堂記 (仁和寺史料寺誌編二以下同)

佛母院庭上 (鳥羽院御建立、在于親音院灌頂堂西)

御室御沙汰也)

於護持堂教授行之 (護持院、律覺法眼房也)

勝寶院 (隆晚法印、貞晚法印、道勝法印次第相承者

七)

直光院僧正坊 (覺瑜法印房)

4. 記録中の入壇僧が總て仁和寺僧であること。

覺演入上時 教授覺成法印 (覺成前出) (覺演惟親堂)

能寬入上時 (建永三年正月廿四日、受意前右大將賴朝御

子權律師能寬、サ、「仁和寺御傳」(前出))

安樂園仁治御入上 (前大僧正道勝、光堂院御室付法

東寺一長者、後姪安樂園、「仁和寺諸院家

記(惠出書寫本)(前出)、以下同)

良志法印入上 (教授親覺、道寬、行遍)

禪覺僧都入上 (後高野御室付法、建保六年仁任御傳法)

齋助僧正入上 (覺教入室、弘安二年仁和寺別當)

公深法眼 (仁入上) (仁隆、隆覺、覺寬、勤師)

道雲法眼入上 (後高野御室付法、仁隆勤師)

能寬律師入上 (親覺、道寬、勤師)

行遍阿闍梨入上 (後高野御室付法、文永三年入鹿、廿八歲)

直惠河内關兼入上(親覺御及具任。建仁三年法印)

任奇匠宅 勝助御入上(問田准后着座)

任通僧都入上(尊勝院。親言内御法印)

信助僧正入壇(後宇多法皇付法。正和五年三六入壇)

六八歳、元徳三年三九長者、建武二年入滅(聖王)

信朝僧正入上(信助僧都成辨任)

龍花園前入僧正入上(前入僧王道程、東寺長者、嘉

元二年三〇入滅七十一歳、後號龍華園)

5. その他所見の僧名も仁和寺僧である。

覺亮(建永元年御出家、「光臺度御室傳」仁和寺史

料、寺誌編ニ)

任宗法印(宰相所關祭、遁世、「仁和寺候人系圖」(群

書類從)

覺教(北院御室付法、承久三年長者五十二歳、仁治

三年入滅七十六歳、「仁和寺諸師年譜」(續群

書類從)

顯譽(禪助付位上足、正和三年長者、正中三年三十五入滅

五十一歳、「仁和寺諸院家記(重山書寫本)」

親覺(北院御室灌頂資、建永三年長者、建保三年入滅

五十八歳、「仁和寺諸院家記(惠忠書寫本)」

道寛(後白河御室付法、建保三年持律師、「月左書」  
隆寛(蓮淨院、法印、「月左書」)

これらの仁和寺僧は、鎌倉初期の後期の僧である。

紙背の中に見える年號とは、「建永仁治之例」(文曆建曆

「弘安以來三代動」と當期のものが見える。その下限を

みると、

(イ) 信助の入壇の記事がある。信助の入壇は正和五年(一

三二七)年七十八歳であり、しかも「信助僧正」とあるから

これ以後である。元徳元年權僧正、東寺長者。

(ロ) 「信朝僧正」の名が出るが、「東寺長者補任」によ

ると、「元徳三年(一一三三)權僧正信朝」とあり、こ

れより少し後と考ふる。(但し、權僧正を「僧正」と呼稱す

ることがあるとするは、この限をこ)

(ハ) 實助は「僧都」とのみ出る。實助は、正中三年(一

一一三三)權大僧都、嘉暦三年(一一三六)權僧正であ

る。

また、鎌倉時代末期の記事が上つて来る。しかし「元弘

の文字や記事、南北朝期の記事は全く見られない。この

紙背の記録中には、「予」という作者が出る。それは、右

の「信助」「信朝」と一緒に出てゐる。

于享受之時信助才僧都跪居了

信助信朝兩僧正并子入壇之時

信助(建武四年一三三六入滅四七歳)と同期である。しかも「賢清入壇」と「引勘舊記之處」と記し、一方「近例有之龍花園」と記してあり、賢清(承安五年一三三三性靈集の僧正)と記してあり、賢清(承安五年一三三三性靈集の識語に出てゐる、弁覺法親王の權後弟子)の時と「舊」と稱し、一方、龍花園道輝(嘉元三年一三〇四入滅七十一歳、後院龍峯園(二別出)も「近」と稱してゐる所から見る)と、嘉元二年以後、甚しくは降ろさない時と考えられるのである。紙背の記録が成立は、恐らく、嘉曆(一三六一一三三八)元徳(一三三九一三三三〇)頃であり、建武(一三三四)よりは前であろうと推定せられる。書寫の時期も同じ頃と認められるから、轉寫本でなく原本であろうと考えられる。内容が總て仁和寺に關するものであるから、仁和寺僧が仁和寺におきて、同寺所傳の諸資料を參考して綴つたものらしく、表に秦中吟の音かれの裏面の空白を利用して、延慶三年より二十餘年程の後に、秦中吟とけ内容上と關係の灌頂作法の記事を書いたものと考えられるのである。

此の秦中吟は、鎌倉後期に仁和寺僧祐惠の手で、それ

以前に仁和寺門跡と傳りのあつた藤原致經の訓説に同じく仁和寺と關係のあつた菅原爲長・長良の訓説と校合した本と親本として生まれ、その後間もなく、同じ仁和寺の僧の手で仁和寺所傳の諸記録を參考した仁和寺門跡等の灌頂作法が、その紙背に書加えられて、恐らくそのまま仁和寺に傳つて今日に至つたものであろう。

訓み下し文(全文)

凡例

一、原文のヲコト點を平假名で表わし、假名は現行の片假名で表わす。私に補うて讀んだ所は、片假名を( )に包んで表わした。動詞に訓む漢字に「で」のヲコト點のみの所は、音便が否か不明なうで「當ては」のよう

に活用語尾を補わなかつた。漢字の字体は通行の舊字体に従うと原則とした。

一、原文の返點の中、「一ニ」「上、中」は、訓み下し文においても、原の通り漢字の左傍下に示した。が、雁點は省略した。

不讀の漢字は「」に包んで示し、訓み下し文に残した。

一、同一箇所に二訓あるものは、一訓を以て訓み、別訓を「イ左訓」の如くにして示した。別訓には、菅原家訓と考えらるるものを採つたが、必ずしも厳密ではない。

一、各行頭字を「で」で示し、その上欄に、150...の如く通しの行數を示した。改行は原本の朱合符による。

秦中為秦中

真元々和( )之之際に予長安中に在(リ)。聞見ル

之( )間に悲歎スルに足レル者有(リ)。因て直( )其

( )事を歌うて命けて秦中吟と爲

史記曰齊人劉敬説云々如淳曰時山東人謂

關中為秦中

天下に正の聲「イ正」聲「眞シ、耳を悦(ハ)シムルを即

手、娛と爲。人( )間に正色無シ、目を悦(ハ)シ

ムル)を即(手)妹「イ左訓ワルワシ」と爲。「顔色、相

遠に非(ス)、貪(富)則(殊)チル)こと有(リ)。

貪(シクシ)ては時( )為(三)弁( )所ル、當ては

時の爲(三)趨ラ所。「紅」樓の富一家の女、金ノ縷シ

「イ金一縷」繡羅の襦セリ「イ左訓 襦ナリ」。入モ

(五欄)襦人未及説文姬衣也又云短衣襦之類

10 見て手を劔(ノ)不、嬌(リ)癡イコト「イ左訓 ハヒオコレ

リ」(イ右訓 嬌癡ナリ)「イ左訓 嬌癡」ニハの初。

11 「母兄未(ツ)口を開(カ)不(レ)に、已に嫁(ク)コト須史

12 タモアラ「イ左訓 須史ナラ」不。「縁窓の食家の女、  
其佳又

15 寂寞(トシ)て「寂寞ナリ」二十餘。「荊ノ「イ左訓 ハト

14 「イ左訓 イクカ(リカ)人「款」嫂「レトシ」「イ

廻(カ)か「イ左訓 イクカ(リカ)人「款」嫂「レトシ」「イ

(五欄)正改娶也

左訓 ヨハハムトシ」(イと(シ)て)日に臨て又跛(ト)蹠(ト)ス

15 「ハ踞(スル)」。主人、良媒(ト)會て酒を置て玉

16 壺に満(ミ)タリ。「四」座、且(ク)飲(ム)コト勿レ、我カ

17 兩(ニ)途(ニ)歌(ハ)むを聴(キ)ケ。「富」家の女は嫁(キ)易シ、

嫁(ク)コト早(ヤカ)ナレハ「イ左訓 スミヤカニシテ」(ハ

18 ヤケレ)は」其ノ夫を輕(ツル)。「貧」シキ家の女は嫁

19 (キ)難シ、嫁(ク)コト晚(オソ)クレは「於」姑(ニ)孝アリ、

20 聞(ク)ナラク)君(ノ)か娶(ツカ)婦(ト)スル(ニ)コトを款(スル)モノナラハ、

21 婦(ト)娶(ツカ)ム(コト)「イ右訓 (又)トルコト」意、何如。

22 厚(ク)地に桑(ト)麻(ト)を植(エ)タリ。用(キル)所は、生(ク)

23 民を濟(ス)フ「濟す」。生民、布(ト)帛(ト)を理(ル)「イ理ス」。



21 赤(ムル)所は、一身を活ク。「身の外ニハ」「外に」在

賦に充ツ、上は以て君が親に奉ル。「イ左訓」タテマシル」

22 「國家、兩一税」(イ左)「兩稅ヲ」定ム、本一意「一本

意」人を憂(ハ)シムルに在(リ)。「厥の初其(ア)淫

23 を防ク、明(ラカ)に内外の臣に勅ス。「稅」(イ左)「稅」

の外に一等を加(フ)、皆「枉一法」(イ左)「枉一法」と以

24 (テ)論す「右訓」論ス。「奈一何(ソ)」(イ左訓)ナソ、

歳一月の久(シ)シテ倉吏、因一脩(音修)スルこと得タル

25 「イ左訓」(ウル)コト」我に浚ウシテ「イ右訓」我ヲ浚リテ

以て寵を求ム、斂一素(イ左)素ムルこと、冬一春と並シ。謂

財以自生又深左傳子浚以生子汗後取也言我財以自生也

26 「織て未(タ)匹(音匹)に成(ラ)ハ未(タ)」、絲を繰りて未(タ)介(カ)

27 「イ左訓」に盈(タ)ハ未(タ)」。里の骨、我を迫て納レシム。

28 輒(音輒)に巡(ル)スルことを許(サ)不(ス)。「歲暮(ト)て天(ノ)地開

29 (チ)タリ、陰(ノ)風(ノ)か、生(ル)、破(レ)村(ノ)ト。「夜深(ノ)

30 クシ)て煙火盡(キ)又「イ左訓」盡(キ)タリ」、「霰(音霰)雪

31 白(ク)シテ紛(ル)々タリ。「幼(音幼)一者」(イ左訓)ヲサハナキ

32 は形(カク)を蔽(カフ)サ不(ス)。「蔽」とその訓は右傍による。本文「蔽(レ)

33 光(ク)たる者は體(タマ)温(マ)ルこと無(シ)。「悲(ノ)端(ノ)悲

34 一端」寒(ノ)氣(ノ)與(ト)併(シ)シ(カラ)」「イ左訓」ミナ)、鼻の中に

35 入(テ)辛(カラ)シ。「昨日(ノ)日の残(ノ)稅(ト)を」(イ左)「殘稅ヲ」輸

35 因て官庫の門を窺フ。「疾陵及縋シ綿ワタは山の如くシに積ツ

36 レリ、絲イト綿ワタは雲の如シに似ニタリ。「凌倫又厚也號ナヅケをテ表ス餘リの

凌倫又厚也

「イ左訓羨餘ノ物ト爲ス、月ツキに隨ツつて至尊ニ獻ル。我ガ

37 身ミ上ノの煖ヌクを奪ハつて爾ニが眼メの前ノの思ヲを賈フ。環ツ林ノ

環ツ林ノ

38 廓クワクに進ミ入リて歳久シクシテ化シテ塵チト爲リタリ

「イ右訓爲ス」。

39 誰タレカ家ノにカ甲ツ一ツ等ヲを起ス「イ左訓オコセル」。朱シ門ノ

40 の大道オウダウの邊ヘに。「豊屋ノは中ノに櫛シノコトニ比シヘリ、高タカ墻ノハ

41 外ソトに廻マ環ワレリ「イ左訓廻マ環ワセリ」。カカ馬カ侯カ様カ受カ

42 の堂ドウ、檐エ宇ウ、相連サウゼン延ニセリ。「一堂ノ」イ左訓「一ノ堂ノ」

に百萬ヒヤクマンを費ヒセリ「イ左訓ツヒヤス」。櫛シ々シとシテ「イ右訓

43 トシ」青アヲ煙ケを起ス。「洞房ノハ温カニシテ且ツ清スシ、

44 寒サムイ暑アツク、干カスミと能ハ不シ。「高亭ノ虚ニシテ且ツ

45 廻マカナリ。坐イ臥スに南ミナミ山ヲを見ル。廊ノをシ繞ルハ、柴シ

一ツ藤ノの架カ「イ左訓マセ」、砌セキをス歎ムルハ、紅ベニ藥ノの欄ラン。

46 枝エダを「攀て櫻ノ桃ヲを摘ツム「イ左訓トル」花ヲを帶テ牡丹ノ

47 を移シセリ。「主人ノ、此ノ中ニ坐リ、木ノ載ニシテ、大ノ官ノ

48 爲リ。「厨ニハ「イ厨ト」身死ス敗レタル「イ左訓ク

サリヤフレタル」肉ニ有リ、庫ノに負チタルハ

「朽」とシの訓ハ左傍ニ。本文「朽又シ」錢ニ有リ」。

41 「誰か能久、我が語を將テ「て」爾が骨肉の間を問へ

42 ハハむ。「豈に、窮賤の者<sup>（カラム）</sup>ヤ忍て飢

43 寒を救へん不。「如何ソ一身を奉じて直ト千年を保

44 作<sup>（タ）</sup>むと故<sup>（ヌル）</sup>。見「不ヤ、馬家の宅ノ、今奉<sup>（ヌル）</sup>城園と

作<sup>（シ）</sup>たるを「イ名訓ナリタル」。

45 陋巷の飢寒の士、門を出て甚<sup>（ク）</sup>櫛々タリ。志

46 氣在<sup>（リ）</sup>と云<sup>（コト）</sup>「雖<sup>（モ）</sup>、豈<sup>（ニ）</sup>顔<sup>（シ）</sup>色の位<sup>（レ）</sup>」

47 48 「イ名訓佐レルヲ」免<sup>（シ）</sup>とむヤ。「平生の同門の友

49 籍を通<sup>（シ）</sup>て金<sup>（ノ）</sup>門<sup>（ノ）</sup>在<sup>（リ）</sup>。」「曩<sup>（カ）</sup>者<sup>（ノ）</sup>膠<sup>（ノ）</sup>漆<sup>（ノ）</sup>の契、

50 雨<sup>（ノ）</sup>來<sup>（ル）</sup>、雲雨<sup>（ノ）</sup>「雨は右傍による。本文「雨」」朕<sup>（ノ）</sup>

古ま又

51 カキタリ。「正<sup>（ニ）</sup>に朝<sup>（ニ）</sup>」下<sup>（リ）</sup>りて歸<sup>（ル）</sup>に逢<sup>（ヒ）</sup>たり、軒<sup>（ノ）</sup>騎<sup>（ノ）</sup>

52 五門の西に。「是<sup>（ノ）</sup>」時に天、久<sup>（ク）</sup>陰<sup>（リ）</sup>テ、三日、

53 雨、凄<sup>（ク）</sup>タリ。「蹇<sup>（ニ）</sup>驢<sup>（ノ）</sup>」は路<sup>（ノ）</sup>を斷<sup>（リ）</sup>りて立

54 テリ、肥<sup>（ニ）</sup>たる馬は風に當<sup>（テ）</sup>て嘶<sup>（ス）</sup>。頭<sup>（ノ）</sup>を「迴<sup>（ラ）</sup>」シ

55 て相<sup>（シ）</sup>識<sup>（ル）</sup>ルことを忘<sup>（レ）</sup>レタリ、直<sup>（ト）</sup>と占<sup>（ト）</sup>て沙<sup>（ノ）</sup>堤<sup>（ノ）</sup>に上<sup>（ル）</sup>。

56 「昔<sup>（ノ）</sup>」年<sup>（ノ）</sup>洛陽の社に、貧<sup>（ニ）</sup>賤<sup>（ニ）</sup>にシテ相<sup>（シ）</sup>提<sup>（シ）</sup>携<sup>（シ）</sup>シキ。

57 「今<sup>（ノ）</sup>」日<sup>（ノ）</sup>長安の道に、面<sup>（ノ）</sup>を對<sup>（シ）</sup>へて雲<sup>（ノ）</sup>泥<sup>（ノ）</sup>を隔<sup>（ツ）</sup>。」「近<sup>（ク）</sup>日

58 多<sup>（ク）</sup>キト、此<sup>（ノ）</sup>ノ如<sup>（シ）</sup>シ、君<sup>（ノ）</sup>カ獨<sup>（リ）</sup>リ、慘<sup>（ク）</sup>悽<sup>（ク）</sup>スルノミド

59 非<sup>（ス）</sup>「イ君<sup>（ノ）</sup>ノミ獨<sup>（リ）</sup>リ、慘<sup>（ク）</sup>悽<sup>（ク）</sup>スルニ非<sup>（ス）</sup>」。

60 「死<sup>（ス）</sup>生<sup>（ス）</sup>スルコト變<sup>（シ）</sup>ズ不<sup>（ル）</sup>」者<sup>（ノ）</sup>は、唯<sup>（ニ）</sup>聞<sup>（ク）</sup>久<sup>（ク）</sup>、任<sup>（シ）</sup>

（主欄）も感又痛也與慘略通至悲也

黎與「イ左訓 與ナリ」

「上欄」任公叔黎逢

65 「セナニシテ「而」致仕スルをば、禮法に明、文有レ

66 トモ。「何ソ乃チ、榮を貪ル者、斯の訂ヲ聞カズ不正

67 か如シスル。濟テム「可シ八九十にシテ齒墮

68 チテ雙眸の昏（キ）ことを「イ右訓クランシ」。「朝ノ露

「朝ノ露」に名ノ利を貪ル、夕の陽「夕陽」に子

69 孫を憂フ。冠を挂ケムトシテ「イ左訓カケテ」「挂ては」

翠ノ綬を「翠ノ綬ヲ」願ミル、車を懸テて朱

（上欄）綬（イ左訓）儒僂（イ左訓）又（イ左訓）纓也

70 輪を惜シム。金ノ章は腰に勝（イ左訓）ハ「イ左訓 不レ

トモ」。「不は」、僂（イ左訓）僂（イ左訓）シ「イ左訓 僂（イ左訓）僂（イ左訓）と（シテ）」

71 君の門下入ル。「誰か富貴を愛ハサラム「不」」

72 「誰か君の思を戀（ヒ）不（ラ）む。

73 「年高シナハ「イ左訓 高シナハ」」「は」須（ラ）

74 老を請フ「須」シ、名遂ケテ「イ左訓 遂ケテハ」「遂

75 「ハクレ」は「身を退（シ）」合シ。「少時ニハ「イ時」

76 共に嗤（ヒ）請（シ）、カトモ「イ左訓 嗤請リ」、晚（イ）歳ト

77 は多（ク）因（リ）脩（フ）。「賢（キ）哉（カ）漢の二疎、彼、

78 獨（リ）、是レ、何（リ）人。「寂寞たる東門の路に、人

の去（リ）塵（ハ）去（リ）塵（ト）に繼（ク）息（シ）。

79 「第五紙」勲徳既に下（リ）裏（テ）文章亦、凌（リ）表（シ）タリ「イ左

77 陵夫ス。「但シ見ル」、山中の石の、立て路の旁、

78 碑イホ訓作レルヲ、勲を銘イホ訓スレは「イホ訓銘セルコトハ」

悉イホ訓ラニ太公イホ訓、徳を叙イホ訓フレは「イホ訓ノヘタルコト

79 トハ」、皆、仲尼イホ訓ナリ。「復多きを以て責と爲す、

80 千言直萬イホ訓、即移交財也、文を「爲ルコト、彼、何人ソ、

筆を下シシイホ訓「イホ訓ハタシケム」時見むイホ訓とを想イホ訓ラ

81 テ「イホ訓オモフ」。「但シ、愚者者の悦イホ訓むことと

82 故スイホ訓「イホ訓ハムト」オモフ、賢者者の嗤イホ訓ライホ訓ことと

83 「イホ訓ワラハムコトヲ」思ハ不。「豈ニ獨リ

賢者の嗤イホ訓フノミナラムヤ、ナラ、後代の疑を傳イホ訓ヘシ

84 たり「イホ訓傳フ」。「古石の蒼苔の字、安ソ是の愧

85 詞イホ訓ナリト云イホ訓ライホ訓と「イホ訓愧イホ訓詞イホ訓」知イホ訓ラむ

86 (ヤ)。「我レ聞イホ訓ラ、望イホ訓紅の縣に、麴イホ訓の「ノ」令

87 名、京師に聞エ不。「身歿イホ訓シテ歸イホ訓葬イホ訓ラレムイホ訓、

88 ト「葬イホ訓ラむと」故イホ訓ルに、百姓、路イホ訓岐イホ訓を遮イホ訓ル。

89 轅イホ訓を攀イホ訓チテ去イホ訓ルこと得イホ訓不イホ訓此の江ノ湄イホ訓に留イホ訓ム

90 葬イホ訓レリ。今イホ訓至イホ訓ルマてに、其イホ訓名イホ訓を道イホ訓下に、男女

91 涕イホ訓皆垂イホ訓ル「イホ訓オツ」。人の碑イホ訓碣イホ訓を立イホ訓ツルイホ訓ヲ

92 無イホ訓シ、唯、色イホ訓一人の知イホ訓レルノミ有イホ訓リ。麴イホ訓の令名ハ

93 十信イホ訓一陵

110 意氣、騎て路に滿テリ、鞍馬は光、塵を照す「ス」。

91 借問フ、何馬者ソ、人稱「コラク、是レ内」

92 臣ナリト、「朱綾は皆大夫なり、紫綾は或ハ將軍

93 なり。軍中の宴に「誇」赴クに、馬を走ラシメ去

94 ルコト「こと」雲の如シ。「蹲」壘に九「醜」を溢テタリ

95 「溢」セリ、「水」陸にハ「珍」を羅ネタリ。「菓」は洞

庭の橋を「手」キ「イ左訓ヒサキ」、鱈は天「池」の鱗を

96 切レリ。「食」飽て色、目「若」ナリ、酒、酣ニシテ

97 氣益振す。「是」歳、江南「旱」シテ、衛州に

人、人を食フ。

98 「清」歌シテ且「唱」を罷ム、紅「袂」は亦「舞」を停

99 ム。「趙」史、五「絃」を抱テリ、宛「轉」シ「宛」轉

100 シテ「胸」に當テて撫ツ。「大」ナル聲は粗「麤」

101 散ケタルガ若シ、颯々トシテ風は雨に和す。小聲

は細「フ」シテ絶ヘナムト「む」と「放」切々トシテ鬼

102 「神」の語アリ「イ左訓モノカタラヒス」。「又、鵲

の喜「ヒ」を報「ユル」ガ「イ報」ハ喜「フ」カニ如シ、轉

シテ「イ左訓ノウタイ」、猿「啼」の苦を「イ右訓」苦シ

103 ヒヲ「作」ス。「十」の指に定「ル」音無シ。宮「徵」羽

104 を顛「倒」す。「坐」客、此の聲を聞テ形「神」主

無（き）か若（し）シ。行客、此（こ）聲を聞て足を駐（と）めて

攀（た）クル（こ）と能（ハ）不（）。嗟（あ）、俗人の耳、今を好て

古（こ）を好（マ）不（）。所（ゆ）以（に）北窓の琴、日々に塵（ち）よを

生（な）ス。

秦中に歳、云（に）暮（し）又。大い雪皇州に滿（み）テリ雪

ノ中に朝ヨリ退（ひ）ツル（イ）左訓（シ）ソ（イ）タル（者）、朱條（モ）

盡（つ）に公（く）侯（こう）ナリ。責（せ）ク（シ）ては風（か）雪（せ）の興（き）有（り）。

富（と）ては飢（い）寒（さ）の憂（うれ）無（し）。營（えい）スル所は、唯（ただ）茅宅、

務（む）ムル所は、追（お）遊（う）に在（り）。朱輪（しゆ）の車馬（しや）の客（きやく）、紅

燭（しやく）の「ノ」歌（うた）舞（ま）の樓（ろう）。歡（かん）、酣（かん）て密（ひそ）座（ざ）を促（う）。

ツク、醉（すい）煖（わ）カニシ（て）重裘（じゆう）を脱（だ）ク。秋ノ官（い）秋

官（くわん）は主人（しゆじん）爲（な）リ、延（の）射（しや）は上頭（じやうとう）居（ゐ）リ。日（ひ）中（ちゆう）

マテト（一）と樂（がく）フ（こ）とを爲（な）「イ右訓（ナ）ス」、夜（よ）半（はん）マテ

「マ」て「三」林（はや）す（ル）こと能（ハ）不（）。豈（あ）ニ知

「リ」ケムヤ、関（せき）郷（きやう）の獄（ごく）ニ、「獄（ごく）」中（ちゆう）に凍（こ）死（し）

たる囚（ら）ハレト（有）「シムコトヲ

帝（てい）城（じやう）に、春暮（しゆん）（レ）むと欲（ほ）、誼（ぎ）々と（シ）て車馬（しや）度

ル。「共に道（みち）フ、牡丹（ぼたん）ノ時（とき）を「牡丹（ぼたん）ノ時（とき）を道（みち）フ」、相

隨（したが）て花（はな）を買（か）フ（に）去（さ）（又）「花（はな）を買（か）フ（て）去（さ）タ

リ。「貴（き）賤（せん）帝（てい）の價（あ）無（し）。直（ちやく）を酬（しゆう）（イ）て花（はな）の數

120 と看(ル)。「灼<sup>ヒキ</sup>々たる百<sup>ヒキ</sup>子<sup>ヒキ</sup>の紅、<sup>音残</sup>々々たる<sup>ヒキ</sup>五<sup>ヒキ</sup>色の

121 素。「上には<sup>ヒキ</sup>幄<sup>ヒキ</sup>幕<sup>ヒキ</sup>を<sup>ヒキ</sup>張<sup>ヒキ</sup>て<sup>ヒキ</sup>庇<sup>ヒキ</sup>セリ。旁には<sup>ヒキ</sup>巴<sup>ヒキ</sup>籬<sup>ヒキ</sup>を<sup>ヒキ</sup>織<sup>ヒキ</sup>

\*<sup>ヒキ</sup>ク<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>左<sup>ヒキ</sup>に<sup>ヒキ</sup>リ<sup>ヒキ</sup>あり

122 リて<sup>ヒキ</sup>護<sup>ヒキ</sup>ル。「水、<sup>ヒキ</sup>灑<sup>ヒキ</sup>(<sup>ヒキ</sup>シク<sup>ヒキ</sup>シ)て<sup>ヒキ</sup>復<sup>ヒキ</sup>泥<sup>ヒキ</sup>封<sup>ヒキ</sup>す「ヌ」。

123 移<sup>ヒキ</sup>り<sup>ヒキ</sup>來<sup>ヒキ</sup>て<sup>ヒキ</sup>色<sup>ヒキ</sup>故<sup>ヒキ</sup>キ<sup>ヒキ</sup>カ<sup>ヒキ</sup>如<sup>ヒキ</sup>シ。「家<sup>ヒキ</sup>一<sup>ヒキ</sup>々<sup>ヒキ</sup>習<sup>ヒキ</sup>て<sup>ヒキ</sup>俗<sup>ヒキ</sup>を<sup>ヒキ</sup>爲<sup>ヒキ</sup>す、

124 人々<sup>ヒキ</sup>迷<sup>ヒキ</sup>て<sup>ヒキ</sup>悟<sup>ヒキ</sup>ラ<sup>ヒキ</sup>ス。「<sup>ヒキ</sup>一<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>田<sup>ヒキ</sup>舎<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>「<sup>ヒキ</sup>有<sup>ヒキ</sup>」<sup>ヒキ</sup>翁<sup>ヒキ</sup>有<sup>ヒキ</sup>「<sup>ヒキ</sup>有<sup>ヒキ</sup>」

125 偶<sup>ヒキ</sup>、<sup>ヒキ</sup>花<sup>ヒキ</sup>を<sup>ヒキ</sup>買<sup>ヒキ</sup>う<sup>ヒキ</sup>處<sup>ヒキ</sup>に<sup>ヒキ</sup>來<sup>ヒキ</sup>レ<sup>ヒキ</sup>リ。「頭<sup>ヒキ</sup>を<sup>ヒキ</sup>低<sup>ヒキ</sup>(<sup>ヒキ</sup>レ)て<sup>ヒキ</sup>獨<sup>ヒキ</sup>り

126 長歎(ス)、此の難<sup>ヒキ</sup>キ<sup>ヒキ</sup>コト、人<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>諭<sup>ヒキ</sup>ル<sup>ヒキ</sup>(<sup>ヒキ</sup>コト)無<sup>ヒキ</sup>シ。

一 藜の深<sup>ヒキ</sup>色<sup>ヒキ</sup>の花、十<sup>ヒキ</sup>戸<sup>ヒキ</sup>の中<sup>ヒキ</sup>人<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>賦<sup>ヒキ</sup>ナ<sup>ヒキ</sup>リ

(二行分 空白)

127 秦中吟一卷

延慶二年五月十一日 以極秘本書寫了

阿闍梨祐忠

本奥云

文治四年三月十九日侍禪定大王御讀於大聖院  
御所北窓奉授了

散位從四位上藤原敦經

又云

建保元年九月廿五日大内記長良讀子往幸雖受傳發說更點  
少々依有相違重今再同書說也

模刻本文補訂

- 16行 歌<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>ヲ<sup>ヒキ</sup>ト<sup>ヒキ</sup>點<sup>ヒキ</sup>は<sup>ヒキ</sup>「<sup>ヒキ</sup>む<sup>ヒキ</sup>」<sup>ヒキ</sup>と<sup>ヒキ</sup>見<sup>ヒキ</sup>ら<sup>ヒキ</sup>れる
- 35行 原也 ↓ 厚也
- 25行 去<sup>ヒキ</sup>塵<sup>ヒキ</sup> ↓ 去<sup>ヒキ</sup>塵<sup>ヒキ</sup>(<sup>ヒキ</sup>シ<sup>ヒキ</sup>と<sup>ヒキ</sup>加<sup>ヒキ</sup>う)
- 28行 紅<sup>ヒキ</sup>襦<sup>ヒキ</sup> ↓ 紅<sup>ヒキ</sup>襦<sup>ヒキ</sup>(<sup>ヒキ</sup>は<sup>ヒキ</sup>と<sup>ヒキ</sup>加<sup>ヒキ</sup>う)
- 100行 風<sup>ヒキ</sup>(<sup>ヒキ</sup>汚<sup>ヒキ</sup>點<sup>ヒキ</sup>) ↓ 風<sup>ヒキ</sup>(<sup>ヒキ</sup>は<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>ヲ<sup>ヒキ</sup>ト<sup>ヒキ</sup>點<sup>ヒキ</sup>)
- 112行 紅<sup>ヒキ</sup>燭<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>「<sup>ヒキ</sup>紅<sup>ヒキ</sup>」<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>左<sup>ヒキ</sup>の<sup>ヒキ</sup>末<sup>ヒキ</sup>は<sup>ヒキ</sup>汚<sup>ヒキ</sup>點<sup>ヒキ</sup>



秦中吟十首 并序

史記齊人 劉敬孫 曰 之際予在長安中聞見之

如字昌時 東人謂間有足悲歎者曰直歌其革命為秦

中為秦中

中吟

天下無正聲悅耳即為娛

人間無正色悅目即為姝

顏色非相遠貧富則有殊

貧為時所棄富為時所趨

紅樓富家女金縷繡羅襦

綿人老說 文姬也

99

又云短衣  
襖之類

見人不<sup>レ</sup>殿<sup>ヲ</sup>手<sup>ヲ</sup>矯<sup>シ</sup>瘕<sup>ヲ</sup>二<sup>ハ</sup>初<sup>ノ</sup>。

母<sup>ノ</sup>元<sup>ノ</sup>米<sup>ノ</sup>開<sup>ク</sup>口<sup>ヲ</sup>已<sup>ム</sup>嫁<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>須<sup>ク</sup>一<sup>ニ</sup>使<sup>フ</sup>。

縁<sup>ノ</sup>窓<sup>ノ</sup>眞<sup>ニ</sup>家<sup>ノ</sup>女<sup>ヲ</sup>窵<sup>ク</sup>寡<sup>シ</sup>二<sup>十</sup>餘<sup>ニ</sup>。

荆<sup>ノ</sup>釵<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>道<sup>ク</sup>錢<sup>ノ</sup>衣<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>眞<sup>ニ</sup>珠<sup>ノ</sup>。

正<sup>ニ</sup>段<sup>ノ</sup>多<sup>ク</sup>毫<sup>ノ</sup>幾<sup>ク</sup>分<sup>ノ</sup>回<sup>ル</sup>人<sup>ノ</sup>欲<sup>シ</sup>好<sup>ク</sup>臨<sup>ム</sup>日<sup>ノ</sup>又<sup>ニ</sup>戮<sup>ク</sup>一<sup>ニ</sup>戮<sup>ク</sup>。

王<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>會<sup>フ</sup>良<sup>ニ</sup>棋<sup>ヲ</sup>置<sup>ク</sup>酒<sup>ノ</sup>滿<sup>ク</sup>玉<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>臺<sup>ノ</sup>。

四<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>座<sup>ノ</sup>且<sup>ニ</sup>勿<sup>シ</sup>飲<sup>ム</sup>聽<sup>ク</sup>我<sup>ノ</sup>歌<sup>ヲ</sup>兩<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>途<sup>ノ</sup>。

富<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>女<sup>ヲ</sup>易<sup>ク</sup>嫁<sup>シ</sup>嫁<sup>シ</sup>早<sup>ク</sup>輕<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>夫<sup>ノ</sup>。

貧<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>女<sup>ヲ</sup>難<sup>ク</sup>嫁<sup>シ</sup>嫁<sup>シ</sup>晚<sup>ク</sup>孝<sup>ク</sup>於<sup>テ</sup>姑<sup>ノ</sup>。

聞君欲娶婦敢女婦音心何如

厚地植桑麻所用濟生民

生民理布帛所求活一身

身外充征賦上以奉君親

國家定兩稅本用意在憂人

厥初防其淫明勅內外臣

稅外加一第皆以枉法論

奈何歲一月久真吏得回脩

我以求寵餒索無冬春

思潤及道也  
取我賦以  
自生又涂  
老傳子後  
以生子行  
思潤及

後取也言  
我財以皇  
也  
周礼有周  
首之長也

織

絹

未成

疋絲

絲

未盈

行

首之長也

骨迫

我納

不許

暫

遠

歲暮

天地

閉陰風

生破村

夜涂

煙火

盡霰雪

白紛

幼者

秋

不蔽老者

體無溫

悲一端

与寒氣併入

鼻中辛

昨日

輸錢稅曰窺

官庫明

繒帛

如山積絲綿

似雲

号為

羨餘物隨月

獻至尊

疾陵及

如

似

毛原也

羨餘

物隨

獻

至尊

毛原也

棄我身上。爰買汰眼前恩。

進入。瓊渠堂。瓊林。庫。歲久。化為塵。

誰家起甲第。朱門大道邊。

豐屋中。櫛比高。墻外迴。環。

田力為カ俵カ程三交系。六。七。堂。櫺。宇。相。連。迄。

一。堂。費セリ百。萬。林。爵。起ホス青。煙。

洞。房。溫。且。清。寒。暑。不。敵。于。

高。亭。虛。且。迥。坐。卧。見。南。山。

繞カケ廊。紫。藤。架。夾。砌。紅。藥。欄。

攀<sup>ツル</sup> 枝<sup>エ</sup> 槁<sup>カウ</sup> 櫻<sup>オウ</sup> 桃<sup>トウ</sup> 帶<sup>タイ</sup> 花<sup>カ</sup> 移<sup>セリ</sup> 牡<sup>ウ</sup> 丹<sup>タン</sup>  
 主<sup>ヌ</sup> 人<sup>ニ</sup> 此<sup>コノ</sup> 中<sup>ナカ</sup> 坐<sup>マシ</sup> 十<sup>ジュウ</sup> 載<sup>サイ</sup> 為<sup>ナリ</sup> 大<sup>ダイ</sup> 官<sup>カン</sup>  
 厨<sup>クリヤハ</sup> 有<sup>アル</sup> 幾<sup>カキ</sup> 墩<sup>アヒラ</sup> 肉<sup>ニク</sup> 庫<sup>クラ</sup> 有<sup>アル</sup> 負<sup>ツクサキ</sup> 櫻<sup>オウ</sup> 錢<sup>ゼン</sup>  
 誰<sup>タレ</sup> 能<sup>ナク</sup> 將<sup>マシ</sup> 我<sup>ガ</sup> 語<sup>ゴ</sup> 問<sup>モン</sup> 尔<sup>ニ</sup> 骨<sup>ツノ</sup> 肉<sup>ニク</sup> 間<sup>マ</sup>  
 豈<sup>ナラ</sup> 無<sup>ナク</sup> 窮<sup>キウ</sup> 賤<sup>ケン</sup> 者<sup>ノ</sup> 忍<sup>ニ</sup> 不<sup>ズ</sup> 救<sup>ス</sup> 飢<sup>ウ</sup> 寒<sup>サム</sup>  
 如<sup>ス</sup> 何<sup>ニ</sup> 奉<sup>ホウ</sup> 一<sup>イツ</sup> 身<sup>シ</sup> 道<sup>ダウ</sup> 欲<sup>ヤク</sup> 保<sup>ホウ</sup> 千<sup>セン</sup> 年<sup>ネン</sup>  
 不<sup>ヤ</sup> 見<sup>マシ</sup> 馬<sup>バ</sup> 家<sup>カ</sup> 宅<sup>タク</sup> 今<sup>イマ</sup> 依<sup>ヨリ</sup> 奉<sup>ホウ</sup> 城<sup>シヨウ</sup> 園<sup>エン</sup>  
 陋<sup>ロウ</sup> 巷<sup>コウ</sup> 飢<sup>ウ</sup> 寒<sup>サム</sup> 出<sup>デ</sup> 出<sup>デ</sup> 明<sup>メイ</sup> 甚<sup>シ</sup> 栖<sup>シ</sup>  
 雖<sup>ス</sup> 志<sup>シ</sup> 氣<sup>キ</sup> 在<sup>シ</sup> 豈<sup>ナラ</sup> 免<sup>マフ</sup> 顏<sup>ゲン</sup> 色<sup>シキ</sup> 恒<sup>コト</sup>

63 62 61 60 59 58 57 56 55

也感多痛  
通与悽略  
悲也

平生同門友通籍。在金闕。

曩者膠漆契。來雲雨。睽睽。

正逢下朝歸。軒騎五。門西。

是時天久陰。三日雨。淒。

寒。驢避路立。肥馬當風嘶。

迴頭忘相識。白道上。堤。

昔年洛陽社。貧賤相提携。

今日長安道。對面隔雲淚。

近。日夕。如此。非君獨。添淒。

第四紙

纓ケムトシテ  
偏カケテ也  
纓ケムトシテ  
纓ケムトシテ

死スルト一スルト生スルト不スルト變スルト者スルト唯スルト聞スルト任スルト與スルト黎スルト黎スルト逢スルト

七シ斗ト而ニ致チ一シ仕シ禮レ一シ法ハ有シ明ク一シ文ナリ

何ナニ乃ニ貪ム榮ル者モ斯コト言フ如ク不レ聞ク

可ク憐ム八ハチ九ク斗ト齒ハ墮チ雙ニ一シ眸ニ昏ク

朝アサ一シ露ニ貪ム名ヲ一シ利ヲ一シ夕ニ陽ヲ憂フ子ノ孫ノ

挂ケ冠ト頤ニ翠ノ一シ纓ト懸テ車ヲ惜ム朱ノ輪ヲ

金カネ一シ章ヲ要ス不レ勝ル德ヲ一シ樓ニ入ル君ノ門ヲ

誰タレ不レ愛ム富ヲ貴シ誰タレ不レ戀ム君ノ恩ヲ

年トシ高ク須ク請フ老シ名ヲ遂ニ合ス退ク身ヲ

任ニ公ノ并ニ逢フ  
106



少一時ニハ洪コウ崖ツラヒ誦ソウ晚シカモ一歲ワケ夕タタ日ヨリ備シカフ

賢哉漢二疎ソ彼獨カ是シ何人

窅ウツ寡カ東明路トウメイロ每ニ人ニ繼ツグ去ク塵チ

勲ウツクシ德トク既ス下シ裏ウラ文章ブツブツ亦モ陵リョウ表ヒラカ

但見山ヲ中石立ナカノイシタテ作ス路ミチ旁ナハ碑イシ

銘メイ勲ウツクシ恙ヤス太公タイコウ叙シヨ德トク皆ナラニ仲チウ尼ニ

復フタヘ以テ多ク為ス真マコト千言センゴン真マコト萬マン讚サン

為ツク文ブン彼カ何人ナニノヒト想オモフ見ミ下シ筆ヒツ時トキ

但タ歎ウツクシ愚ウツクシ心ココロ者モノ恍ウツクシ不レ思フ賢サトウ者モノ嗚ウツクシ

豈獨賢者ウツランニオラムヤ 仍ナラ傳ワ後ノ代ニ疑ハシム

古石蒼苔字安知是愧ハシ愧ハシ詞オトクニ

我聞望紅縣梅梅渠堂及兄弟梅云無天女也

在官有仁政名不聞京師

身歿歆ル歸ル葬ス百姓速路ノ歧ヲ

攀轅不得去留葬ス此江ノ涓ヲ

至テ今道ノ其ノ名ヲ男ノ女ノ涕ヲ皆ク岳ノ

無ク人ニ立テ碑ヲ碣ヲ唯ニ有ク色人知ル翻シ令テ名ヲ

意ヲ氣ヲ驕キ滿テ路ノ鞍ノ馬ノ光ヲ昭ス塵ヲ

借<sup>トク</sup>問<sup>②</sup>何<sup>ナニシ</sup>為<sup>シ</sup>者<sup>モノ</sup>人<sup>シ</sup>稱<sup>ラフ</sup>是<sup>コト</sup>内<sup>ウチ</sup>臣<sup>シ</sup>

朱<sup>シユ</sup>紱<sup>フ</sup>皆<sup>モトモト</sup>大<sup>オホ</sup>夫<sup>ウ</sup>紫<sup>ムラサキ</sup>綬<sup>シユ</sup>或<sup>ハ</sup>將<sup>シ</sup>軍<sup>シ</sup>

誇<sup>ホコリ</sup>迹<sup>オモホシ</sup>車<sup>クルマ</sup>中<sup>ナカ</sup>宴<sup>ハシメ</sup>走<sup>マ</sup>馬<sup>ウマ</sup>去<sup>サレ</sup>如<sup>コト</sup>雲<sup>クモ</sup>

樽<sup>ツラ</sup>壘<sup>ツラ</sup>溢<sup>ヒトケ</sup>九<sup>ク</sup>醞<sup>ク</sup>水<sup>ミヅ</sup>陸<sup>リク</sup>羅<sup>ツラ</sup>八<sup>ハチ</sup>珠<sup>シユ</sup>

菓<sup>クワ</sup>磔<sup>ツクセキ</sup>洞<sup>ツクセキ</sup>庭<sup>ニヒセキ</sup>橋<sup>ハシ</sup>餽<sup>ケツ</sup>切<sup>キレ</sup>天<sup>テン</sup>池<sup>チ</sup>鱗<sup>リン</sup>

食<sup>シキ</sup>飽<sup>ウレ</sup>色<sup>シキ</sup>目<sup>メ</sup>若<sup>ナリ</sup>酒<sup>サケ</sup>酣<sup>シケン</sup>氣<sup>キ</sup>益<sup>ベキ</sup>振<sup>レ</sup>

是<sup>コト</sup>一<sup>ヒト</sup>歲<sup>サイ</sup>江<sup>カウ</sup>南<sup>ナン</sup>早<sup>ヒナ</sup>衢<sup>チ</sup>一<sup>ヒト</sup>洲<sup>シュ</sup>人<sup>ヒト</sup>食<sup>シク</sup>人<sup>ヒト</sup>

清<sup>セイ</sup>歌<sup>カ</sup>具<sup>ク</sup>嚴<sup>ヤム</sup>唱<sup>トク</sup>紅<sup>ベニ</sup>袂<sup>タイ</sup>六<sup>ム</sup>停<sup>トム</sup>舞<sup>マユ</sup>

趙<sup>チウ</sup>一<sup>ヒト</sup>叟<sup>ソウ</sup>抱<sup>カリ</sup>五<sup>イ</sup>絃<sup>ケン</sup>宛<sup>ケン</sup>一<sup>ヒト</sup>轉<sup>マユ</sup>當<sup>トク</sup>胸<sup>ムネ</sup>撫<sup>ナツ</sup>

秦 <sup>(24)</sup>	所 <sup>ソ</sup> 以 <sup>(23)</sup>	嗟 <sup>ア</sup>	行客	坐客	十指	天	小聲	大 <sup>ナ</sup> 聲
中	北窓	俗人	聞此	聞此	無 <sup>ニ</sup>	如 <sup>ニ</sup> 鵲 <sup>カキキ</sup>	細 <sup>ホ</sup> 故	粗 <sup>アラカシ</sup> 若 <sup>シ</sup>
歲云暮	琴月	耳好	聲駐	聲形	定 <sup>シ</sup> 音	報 <sup>イ</sup> 喜 <sup>ヨロシカ</sup> 轉 <sup>シテ</sup>	絕 <sup>ツク</sup> 切 <sup>キ</sup>	散 <sup>ハラケ</sup> 颯 <sup>カ</sup>
大雪	生 <sup>ナ</sup> 塵	今不	足不	神若	顛 <sup>シ</sup> 倒	作 <sup>ス</sup> 猿	鬼 <sup>オニ</sup> 神	風 <sup>(22)</sup> 和
滿皇洲	塵	好古	能 <sup>ニ</sup> 攀 <sup>アスル</sup>	無 <sup>ニ</sup> 主	宮 <sup>ミヤ</sup> 徵 <sup>チ</sup> 羽 <sup>ウ</sup>	啼 <sup>ナク</sup> 苦 <sup>ク</sup>	語 <sup>コト</sup>	雨 <sup>アメ</sup> 110

雪、中退朝者、朱紫盡公、後

真、有風、雪興、偏無、飢寒、憂

所、營唯、弟宅、所、勢、在、追、遊

朱、輪車、馬客、紅燭、歌、舞、樓

歡、酣、役、密、座、醉、煖、脫、重、裘

秋、官、為、主、人、廷、尉、居、上、頭

日、中、一、為、樂、夜、半、不、能、休

豈、知、殿、御、獄、中、有、凍、死、目

帝、城、春、欲、暮、誼、車、馬、度

岷縣在松農

(第七紙)

共イ道イ・牡丹イ・時相イ・隨イ・買花カフチ去イ 112

貴タカシ・賤ヤカシ・無ニ・常ニ・價酬アタヒ・直ニ・看ニ・花ニ・數ニ

灼ヒヤク・以ニ・百ニ・享タ・紅ニ・文ニ・音ニ・五ニ・色ニ・素ニ

上ニ・張ニ・惺ニ・幕ニ・庇カセリ・旁ニ・織オリ・巴ハ・籬シ・護マモル

氷ニ・灑ニ・復ニ・汲ニ・對ス・移ニ・來ニ・色ニ・如ニ・故カ

家ニ・習ニ・為ニ・俗ニ・人ニ・迷ス・不ス・悟ウ

有ニ・一ニ・田井ナカノ・舍ノ・公ニ・羽ニ・偶ト・來リ・買ニ・花ニ・處ニ

侶ニ・頭ニ・獨リ・長ニ・歎ニ・此ニ・難キナト・無ニ・人ニ・論カヒル

一ニ・藪ニ・深ニ・色ニ・花ニ・十ニ・戸ニ・中ニ・人ニ・賦ナリ

# 秦中吟一卷

延喜二年五月十日

以抄稿本公写

阿笔梨祐惠

本奥云

文治四年三月九日侍禪定大王御讀於大内院

御所北窓奉校了

云

散位從五位上藤原敦经

建保元年九月吉日大内記長身讀之了後上雖受傳敦经说更照

少依有相違重今寻同抄后说也

〔註〕

- ① 冒頭「貞元々和」の四字虫損。
- ② 合點は朱筆。
- ③ 假名に聲點「サ(正)カ(正)シ(正)ル(正)」あり。
- ④ 各字上聲の位置に朱點あり。
- ⑤ ヲト點二つは「む」を「か」と「と」を「か」不明。
- ⑥ 「オソクレ」の「ク」はもとのまま。
- ⑦ ヲト點「む」あり。別訓「下(正)む(正)上(正)」か。
- ⑧ 合點は朱筆。
- ⑨ 「理」の偏は「小」の上から「王」を書けるもの。
- ⑩ 「ナキ」の「ナ」右肩の合點は朱筆。
- ⑪ ヲト點「たり」。
- ⑫ 合點は朱筆。
- ⑬ 「コトニ」もとのまま。
- ⑭ 合筆は朱筆。
- ⑮ 下欄「黎」の左傍の合點は朱筆。
- ⑯ 「徳」字の右肩にもう一つ朱點薄くあり、抹消か。
- ⑰ 「涓」字の右肩下の朱點もとのまま。
- ⑱ 「ナムタ」の「タ」は、「テ」の上に薄墨にて書けり。
- ⑲ 合點は朱筆。
- ⑳ 「惜」の下に朱の點薄くあり、抹消か。
- ㉑ 合點は朱筆。
- ㉒ 「風」の右傍の朱點もとのまま。汚か。
- ㉓ 「所以」の「以」の「日」のヲト點は下寄りであり。
- ㉔ 合點は朱筆。
- ㉕ 「紫」字の左肩に朱汚あり。
- ㉖ 「興」字の左傍に墨汚あり。
- ㉗ 合點は朱筆。